

大阪府環境保全基金運営要綱の一部改正について

「大阪府環境保全基金運営要綱」の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (基金の活用方法) 第3条 基金を <u>活用し</u> て実施する事業は、次の目的に資するものとする。 (1) 環境教育の推進 (2) 環境情報の普及 (3) 地球環境保全に係る普及、啓発活動等 (4) 地域環境保全活動の支援 2 その他、基金の活用事業についての細則については、別途定める。 | (基金 <u>運用益</u> の活用方法) 第3条 基金の <u>運用益</u> を <u>用い</u> て実施する事業は、次の目的に資するものとする。 (1) 環境教育の推進 (2) 環境情報の普及 (3) 地球環境保全に係る普及、啓発活動等 (4) 地域環境保全活動の支援 2 その他、基金 <u>運用益</u> の活用事業についての細則については、別途定める。 |

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則の一部改正について

「大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則」の名称を「大阪府環境保全基金の活用事業に関する細則」に改め、その一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 大阪府環境保全基金の活用事業に関する細則 (目的) 第1条 この細則は、大阪府環境保全基金運営要綱（平成2年3月26日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、環境保全基金（以下「基金」という。）の活用事業（以下「基金事業」という。）に関する事項について定める。 | 大阪府環境保全基金 <u>運用益</u> の活用事業に関する細則 (目的) 第1条 この細則は、大阪府環境保全基金運営要綱（平成2年3月26日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、環境保全基金（以下「基金」という。）の <u>運用益</u> の活用事業（以下「基金事業」という。）に関する事項について定める。 |

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。